

南極地域観測事業
基本観測（海洋物理・化学）
公募要領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

研究開発局

令和4年3月

目次

I. 公募について	1
1. 事業名	1
2. 事業の趣旨	1
3. 事業の内容	1
4. 応募手続き	2
5. 委託契約の締結	4
6. 委託費の範囲及び積算等	5
7. 研究成果の取扱い	6
8. 取得資産の取扱い	6
9. 課題の審査	6
10. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等について	7
11. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等について	8
12. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	8
13. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	9
14. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	11
15. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について	11
16. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	13
17. e-Rad からの内閣府への情報提供等について	13
18. 研究者情報の researchmap への登録について	14
19. 実績報告	14
20. 問い合わせ先	14
II. 提案書類様式	15
1. 提案書類等	15

別紙1 評価項目及び審査基準

別紙2 省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ

別添 審査要領

I. 公募について

1. 事業名

南極地域観測事業 基本観測（海洋物理・化学）

2. 事業の趣旨

世界の三大洋と接する南極海（南大洋）では、南極大陸を取り巻き、巨大な流量を誇る南極周極流が、海洋深層循環により三大洋と熱や物質を交換することで地球環境と密接に関わっています。また、南極大陸付近の海水が沈降することで形成される南極深層水も三大洋をめぐる海洋深層循環を駆動することから、地球の気候に大きな影響を及ぼすものと考えられています。そのため、南極海の底層域の水温・塩分等の変化を把握し、その要因を解明することは、地球規模の気候変化に影響を及ぼす海洋深層循環の駆動力を予測する上で極めて重要です。

近年、3,000m以深の海洋深層で水温が上昇している可能性が高いという新見解が提唱され、それによれば、最も大きな温暖化は南極海で起こっているとされています。しかしながら、国際的に見ると、南極海、特に東南極沿岸域（南大洋インド洋区）については、観測頻度が低く物理・化学データが不足しているため、海洋深層循環の駆動力の変化に関する検証が十分に行えていません。

このため、本事業は、南極地域観測第X期6か年計画（令和3年11月30日 南極地域観測統合推進本部）に基づき、氷縁付近を含む観測点での南極底層水観測を長期継続し、水深3,000m以深に及ぶ水温・塩分の動態を監視するとともに、その調査研究結果（データ）を国内外の関係機関の利用に供することを目的とするものです。

3. 事業の内容

（1）海洋物理・化学観測の要件及び実施事項

ア) 観測点は、東経 110 度線上、おおよそ南緯 40、45、50、55、60、61、63、64 度及び 65 度（氷縁域）とする。

イ) 南極地域観測第IX期 6 か年計画（平成 27 年 11 月 9 日 南極地域観測統合推進本部）で得られた成果を踏まえ、南極底層水の動態の解明に不可欠な高精度データの充実を図るため、観測は原則として毎年度実施することとし、観測時期は概ね 12 月下旬～2 月上旬とする。

ウ) 観測項目は下記の通りとする。観測の実施及び試料の分析にあたっては、GO-SHIP（The Global Ocean Ship-Based Hydrographic Investigations Program）が推奨する標準法に従うこととする。

①停船観測：定点における海洋物理・化学データの収集

a) CTD システムによる水温、塩分の鉛直分布

b) 表面から底層までの各層（24 層以上）の海水採取と栄養塩（硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、リン酸態リン、ケイ酸態ケイ素）、溶存酸素、塩分（塩検）の分析

※海況悪化のため、CTD・採水システムによる観測が困難な場合には、XBT・XCTD等の使用によるデータ収集を図るなどの代替措置を講じることとする。

②航行観測：船舶航走中の連続観測

a) 表層モニタリングシステムによる水温、塩分の連続測定

エ) 観測データの公開

取得したデータは、適宜、オープンデータとして、広く研究の利用に供することとする。

オ) 南極底層水観測網の国際的な連携

上記の観測及びデータの公開にあたり、常に国際動向を監視しつつ、国外の関係機関と常に連携し、円滑な実施に向けた調整を図る。

(2) 事業規模

事業規模は、令和4年度については75百万円程度とします。

なお、本公募は、本事業に係る令和4年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては、事業内容等を変更する場合があります。

また、令和5年度以降の事業規模は毎年度の予算状況により変更があり得ますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 実施期間

実施期間は、南極地域観測第X期6か年計画（令和4年度～令和9年度）の6年間とします。なお、令和4年度は6月1日からの事業実施（予定）とし、委託契約は毎年度行います。

また、事業の実施状況等については、毎年度、評価又は確認を行い、事業継続の可否を判断します。

(4) 採択予定件数

採択予定件数は、1件とします。

(5) 報告書の作成

本事業は、事業年度毎に成果報告書を作成していただく必要があります。

4. 応募手続き

(1) 応募対象者に必要な資格

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2) 応募対象者の要件

本事業に応募できるのは、責任をもって観測を実施する以下に示す日本国内の機関、又はこれらの機関で必要に応じて組織するチームとします。チームは、研究代表者が所属する代表観測実施機関（受託者）と共同観測実施機関（再委託先）により構成されます。

- ① 大学及び大学共同利用機関法人
- ② 国立試験研究機関及び公設試験研究機関
- ③ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ④ 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ⑤ 民間企業（法人格を有する者）
- ⑥ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

（３）応募の方法

本公募では、e-Rad からの応募情報登録（提出書類のアップロード等）が必要となります。e-Rad を用いた申請方法については、16. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いた応募書類の作成、提出等について」をご参照ください。

応募書類様式等、応募に必要な書類は、文部科学省ホームページの公募情報 (https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm)、又は e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) からダウンロードしてください。

（４）提出書類

提出を要する書類は「提出書類チェックシート」、「提案書（様式1～様式8）」及び「その他（（様式9～様式10）」です。各書類の様式はⅡ. 提案書類様式を確認してください。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出してください。

なお、誓約書の提出については、以下を確認ください。

※誓約書の提出について

- I 本企画競争に参加を希望する者は、提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出いただく必要があります。
- II 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の提案書を無効とします。
- III 前II項は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国公立試験研究機関又は独立行政法人（国立研究開発法人を含む）には適用しません。

（５）書類提出期限

令和4年3月29日（火）17時 <厳守>

（６）公募から事業開始までのスケジュールの概要（予定）

3月4日（金）	公募の開始
3月29日（火）17時	公募の締切り
4月上旬～4月中旬	書面審査
4月下旬	ヒアリング審査
5月上旬	委託先選定
6月	委託契約及び事業開始

（７）公募説明会の開催

本事業の内容、申請の手続き等についての説明会を以下のとおり実施します。

日時：令和4年3月9日（水）15：30～16：30

会場：オンラインにて実施（接続先等は申込後にお知らせします）

参加希望者は、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載の上、3月8日（火）17：00までに申し込んでください。

なお、本事業への申請にあたり、本説明会への参加は必須ではありません。

宛先：kaiyou@mext.go.jp

件名：「南極地域観測事業基本観測（海洋物理・化学）説明会申込」

5. 委託契約の締結

（1）契約条件等

採択された観測を実施する機関（受託者＝代表観測実施機関）については、予算の成立を前提に、文部科学省と代表観測実施機関との間において、国の会計年度の原則に従い、単年度ごとに委託契約を締結することになります。契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された観測計画であっても契約を締結しない場合があります。

なお、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、採択されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合には、この旨を再委託先にも十分周知してください。

（2）再委託契約について

代表観測実施機関が観測を実施するに当たって、共同で観測を実施する機関（再委託先＝共同観測実施機関）に本委託契約の一部を委託する場合、代表観測実施機関は幹事機関として、共同観測実施機関との間において再委託契約を締結するとともに、共同観測実施機関における観測計画の進捗状況及び観測に要する経費について管理する必要があります。

（3）契約の準備について

観測計画の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、代表観測実施機関及び共同観測実施機関は、①業務計画書の作成、②業務計画に必要な経費の見積書の徴取、③会計規程等の整備を行う必要があります。

（4）契約に関する事務処理

選定された代表観測実施機関は、提案書類の観測計画に即し、事業期間の観測計画及びこれに対応した経費の積算（以下「業務計画書等」という。）を共同観測実施機関と調整の上、取りまとめ、文部科学省に提出する必要があります。

なお、これらについては、省内で調整の結果、修正を求めることがあります。

文部科学省は、提出された業務計画書等について所要の調整を行い、代表観測実施機関と委託契約を締結することにより業務の実施に必要な経費（一般管理費を含む）を配分します。なお、委託については、文部科学省の「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（令和4年3月改正予定）」に基づき契約に必要な事務処理を行うものとし、成果の帰属その他必要な事項

は同契約によるものとしします。(共同観測実施機関についても同様です。)

6. 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

観測の実施に必要な経費については、文部科学省から委託費として措置いたします。委託費の範囲は、観測に係る直接経費と一般管理費(直接経費に一般管理费率^{*}を乗じて算定した額)としします。使用できる経費の区分は、原則として以下に示すとおりです。

※ 一般管理费率は、代表観測実施機関が受託規定に定める一般管理费率と10%を比較して、いずれか低い方、又は規定がない場合は代表観測実施機関の直近3カ年の収益計算書等により算定した一般管理费率と10%を比較して、いずれか低い方を採用するものとしします。

大項目	中項目
設備備品費	
試作品費	
人件費	業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分 派遣職員
業務実施費	消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金、会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水費 消費税相当額
一般管理費	

(2) 委託費の積算

観測に必要な経費を項目ごとに算出し、総額を計上してください。その内容は提案書類様式に記載してください。なお、令和4年度は、6月1日から3月31日までの事業期間(予定)となりますので、それ以降に必要な経費を積算してください。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

7. 研究成果の取扱い

観測を実施することにより取得した知的財産権については、契約時に定める契約条項によることとします。また、共同観測実施機関についても、同様の取扱いによることとします。

8. 取得資産の取扱い

(1) 所有権

委託費により取得した資産計上対象物品（以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転していただきます。なお、設備備品等については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行ってください。

(2) 事業終了後の設備備品等の取扱い

事業終了後における設備備品等の取扱いについては、別途、文部科学省との協議となります。

9. 課題の審査

提案された企画について審査を行い、各委員が各々評価した結果の合計を平均した得点が最も高い者を採択案件に決定します。ただし、得点が最低評価点（30点）に達していない場合は選定しません。

(1) 審査方法

書類審査及びヒアリング審査の実施を予定しています。審査は、提出された提案書類に基づき、南極地域観測統合推進本部 観測・設営計画委員会（以下「委員会」という。）において実施します。なお、審査は、非公開で行われ、提出された提案書類は返却しません。また、審査の経過等に関する問い合わせにはお答えできません。

応募機関におかれては、日時を調整の上、ヒアリング審査への対応をお願いすることとなりますので、あらかじめ御承知おきください。

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。

(2) 審査要領

応募された提案は、審査要領に定められた評価項目及び審査基準に基づき、書類審査及びヒアリング審査によって行います。具体的には「評価項目及び審査基準」（別紙1）を参照してください。

(3) 選定結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、応募機関に文書で通知（5月上旬予

定) します。

採択の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により採択課題の概要等について情報を公開します。

10. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等について

(1) 体制整備

本事業の応募、観測実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)^{*1}の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費の削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

本事業の契約に当たり、実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和4年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和4年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結日の10日前までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。なお、令和3年度版チェックリストを提出している実施機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和4年度版チェックリストを令和4年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、文部科学省ウェブページを参照してください(以下のウェブページは、令和3年度版チェックリストに関する内容ですので、令和4年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

1 1. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等について

実施機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（※1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

1 2. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、実施機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結日の 10 日前までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している実施機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを令和 4 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、文部科学省ウェブページを参照してく

ださい（以下のウェブページは、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、令和 4 年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

1 3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下の通り厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金研究費等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）
-------------------	-----------	---------------------------

特定不正行為 に 関与 した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、

文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

1 4. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本制度への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した観測計画が採択された後、契約手続きの中で、実施責任者は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

1 5. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

○e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、別紙 2 参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局海洋地球課にお問い合わせください。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- ③応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局海洋地球課まで連絡してください。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト

(<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先
事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究開発局海洋地球課にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	【文部科学省研究開発局海洋地球課】	TEL : 03-6734-4144、 FAX:03-6734-4147 e-mail:kaiyou@mext.go.jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○南極地域観測事業 HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/nankyoku/

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

1 6. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報 (制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間) については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜南極地域観測事業のウェブサイトにおいて公開します。

1 7. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供され

ることになります。

18. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

19. 実績報告

代表観測実施機関は、毎年度、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、共同観測実施機関から提出された報告書等を取りまとめ、委託業務実績報告書を作成し、業務が完了した日から 30 日を経過した日、又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出してください。

当該報告書の内容を確認し、以降の観測事業の計画・実施に反映します。

また、当該報告書は原則として公開してください。

20. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先	電話・FAX	電子メール
文部科学省 研究開発局 海洋地球課 極域研究振興係	TEL : 03-6734-4144(直通) FAX : 03-6734-4147	kaiyou@mext.go.jp

※ 当該公募要領は電子媒体のみ用意しております。冊子の請求は受け付けておりませんのであらかじめ御了承ください。

Ⅱ. 提案書類様式

1. 提案書類等

- (1) 観測計画を提案しようとする機関は、この公募要領が定める様式を使用し、提出書類チェックシートに記載の必要書類を提出してください。提出に必要な書類の様式について、提案書（(様式1)～(様式8)）及びその他（(様式9～(様式10)））に示します。
- (2) 用紙サイズをA4縦判、横書きとし、日本語で記述してください。
- (3) 提出は上述のとおり、e-Rad を通じて行っていただきます。電子メールやFAXでの提出は受け付けられません。
- (4) 提出書類に関する注意事項
 - (ア) 提案書類に不備がある場合、審査対象となりません。
 - (イ) 提案書類を当方が受領した後の訂正（差し替え含む）はできません。
 - (ウ) 提案書類については、電子ファイルも含めて返却しませんので、各提案者が提案書類の写しを保管するようにしてください。

提出書類チェックシート

- * 応募に必要な提出書類について欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。
- * 様式中の斜体の記述については記入の参考とし、提出時には削除してください。

資金制度名	南極地域観測委託費
-------	-----------

観測計画	南極地域観測事業 基本観測（海洋物理・化学）
------	------------------------

代表観測実施機関	
----------	--

記載日	令和4年 月 日
-----	----------

提出に必要な提案書類	
<input type="checkbox"/>	1 提出書類チェックシート（本用紙）
<input type="checkbox"/>	2 提案書
<input type="checkbox"/>	全体応募書：様式1及び別紙
<input type="checkbox"/>	観測計画：様式2
<input type="checkbox"/>	実施体制：様式3
<input type="checkbox"/>	令和4年度計画概要：様式4
<input type="checkbox"/>	所要経費の見込額：様式5
<input type="checkbox"/>	研究者データ：様式6及び別紙
<input type="checkbox"/>	経理処理執行体制：様式7
<input type="checkbox"/>	機関データ：様式8
<input type="checkbox"/>	3 その他
<input type="checkbox"/>	誓約書（国立大学法人、国公立試験研究機関又は独立行政法人（国立研究開発法人を含む）は除く）：様式9
<input type="checkbox"/>	責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等について：様式10 （該当する場合のみ）「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」 における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当 確認通知 がある場合は、その写し

(様式1)

南極地域観測事業 基本観測（海洋物理・化学） 全体応募書

代表観測 実施機関	機関名			ふりがな 機関長名	
	ふりがな 代表者名			役職名	
	ふりがな 観測実施責任者			役職名	
	連絡先 <u>(当該担当者に審査結果等全ての連絡をいたします)</u>	担当者名		役職名	
				所属部署名	
		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.			FAX.
E-mail:					

(様式1別紙)

* 代表研究実施機関との間で委託契約を締結する共同観測実施機関がある場合にのみ提出してください。

共同観測 実施機関 (代表観測 実施機関と の間で委託 契約を締結 する共同観 測実施機関 についての み記す)	機関名		機関長名		
	代表者名		役職名		
	事務 連絡先	担当者名		役職名	
				所属部署名	
		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.		FAX.	
	E-mail:				
	機関名		機関長名		
	代表者名		役職名		
	事務 連絡先	担当者名		役職名	
				所属部署名	
		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.		FAX.	
	E-mail :				
	機関名		機関長名		
	代表者名		役職名		
事務 連絡先	担当者名		役職名		
			所属部署名		
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇				
	TEL.		FAX.		
E-mail:					

(様式2)

南極地域観測事業 基本観測（海洋物理・化学） 観測計画

* 以下の項目毎に整理して記述してください。必要に応じて図表を用いる等、観測の内容、観測データの公開方法等が十分わかるように具体的に記述してください。

1. 観測概要

- ・ 観測の手法、進め方、観測成果の公開方法等を記述してください。

(様式3)

南極地域観測事業 基本観測（海洋物理・化学） 実施体制

* 以下の項目毎に整理して記述してください。必要に応じて図表を用いる等、観測の内容、観測データの公開方法等が十分わかるように具体的に記述してください。

1. 観測実施機関の適性

- ・ 観測実施機関の適性、当該観測に関連する実績について記述してください。（共同観測実施機関がある場合には、機関ごとに記述してください。）
- ・ 共同観測実施機関がある場合には、各機関が有機的に連携して実施する方策（実施体制、役割分担、分担する理由等）について具体的に記述してください。

2. 観測実施責任者等の適性

- ・ 観測実施責任者、その他観測実施に関わる主要な者について、氏名、所属先名、職名、観測実施における業務分担を記述してください。
- ・ 観測実施責任者について、これまでの実績等により、観測を着実に実施し、観測データを取りまとめて公開することができることを説明してください。
- ・ 観測実施に関わる主要な者について、これまでの実績等により、観測実施のうち分担部分を適切に実施することができることを説明してください。

(様式 4)

南極地域観測事業 基本観測 (海洋物理・化学) 令和 4 年度計画概要

	令和 4 年度				
	6~7 月	8 月~9 月	10 月~11 月	12 月~1 月	2 月~3 月
例) (代表観測実施機関) ○○研究所 ○○大学○○学部	10 (百万円) ……の準備 ←—————→			10 (百万円) ……の観測 ←————→	5 (百万円) ……の公開 ←————→
(共同観測実施機関) ○○研究所 ○○大学○○学部			←—————→	←————→	←————→

* 令和 5~9 年度に係る計画概要も作成してください。

* 各年度計画概要に記載する事項ごとの見込額を足し上げた金額が、当該年度の所要経費の総額に合致するように作成してください。

(様式5)

南極地域観測事業 基本観測（海洋物理・化学） 所要経費の見込額

(単位：千円)

経費の内容	総額	備考
例) (代表観測実施機関) 設備備品費 (内訳) ・・・ 人件費 (内訳) ・・・ 業務実施費 (内訳) ・・・ 一般管理費		・・・の準備 ・・・の観測 ・・・の公開
(共同観測実施機関) 設備備品費 (内訳) ・・・ 人件費 (内訳) ・・・ 業務実施費 (内訳) ・・・ 一般管理費		
計		

※研究課題に係る所要経費について、文部科学省との間で直接委託契約を締結する代表観測実施機関、その研究機関との間で委託契約を締結する共同観測実施機関について、見込額を記述すること。

※様式4の令和4年度計画中、いずれの取組に必要な経費かを備考欄に記述すること。

(様式6)

研究者データ

* 観測実施責任者、観測実施に関わる主要な者について1通ずつ作成してください。
 なお、必要事項が記載されている場合は、様式は問いません。

ふりがな 氏名			生年月日	昭和 年 月 日 (歳) * 令和4年3月1日現在の年齢
所属機関	ふりがな 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇		
	機 関 名 所属部署		役 職 名	
研究歴	最終学歴	昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業		
	学位	昭和〇〇年 博士号 (〇〇学) 取得 (〇〇大学)		
	主な職歴 と 研究内容	(記述例) 昭和〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年~〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇〇について研究		
1年間の全研究時間数		平均 毎月〇〇時間×〇〇ヶ月		
他制度での 助成等の有 無 (申請中も 含む) 各制度の事 業に割り当 てる研究時 間割合(%) (年間全仕 事時間を 100%とし た際の当該 研究に割く 時間配分率)	本事業	南極地域観測事業 基本観測 (海洋物理・化学) ・見込み経費額		〇〇%
	各府省の 競争的研究費	(科学技術振興調整費、科学研究費補助金等) ・制度名、制度の所管府省、研究期間、助成金額、課題名 ・本事業との仕訳、関連性		〇〇%
	独立行政法人に よる競争的研究費	(JSPS、NEDO、生研機構、医薬品機構、通信・放送機構、鉄道運輸機構、JST等) ・制度名、法人の所管府省、研究期間、助成金額、課題名 ・本事業との仕訳、関連性		〇〇%
	その他公的 研究資金	(上記の他、研究者が競争的な環境から獲得することができる外部資金のうち、申請中のものを含め年間1,000万円以上の研究助成を受ける場合について) ・制度名、制度運営機関名、研究期間、助成金額、課題名 ・本事業との仕訳、関連性		〇〇%
	経常的研究等	・研究内容		〇〇%
研究成果等に関する情報		必要に応じ、別紙に記述のこと		

※既に応募している競争的研究費制度のみならず、現在、応募しようとしている競争的研究費制度についても、幅広く記述すること。「応募中」、「申請中」の場合にはその旨を記述すること。

(様式6別紙)

研究成果等に関する情報

* 観測実施責任、観測実施に関わる主要な者について1通ずつ作成してください。
なお、必要事項が記載されている場合は、様式は問いません。

1. 論文・著書等

・提案課題の内容に限り、これまでに発表した論文（査読制度のあるジャーナル掲載に限る）、著書（教科書、学会抄録、講演要旨は除く）等を新しいものから順に発表年次をさかのぼって記述してください。

・主要なものを選定し、1ページ以内に収めてください。

①論文

（論文名、著者名、巻（号）、投稿誌名、最初の頁、発表年（西暦））

②著書

（タイトル、著者、著書名、最初の頁、出版社、出版社の所在都市名、発表年（西暦））

③学協会誌等

（タイトル、著者、学協会誌等名、巻（号）、最初と最後の頁、発表年（西暦））

2. 特許等（申請中のものについては内数として括弧内に記述）

国内特許	件（ 件）
------	-------

国外特許	件（ 件）
------	-------

・主要な特許について、特許名、特許番号、取得又は出願年月日を記述してください。
（出願・広告等の日付、「発明の名称」、発明者氏名、出願人名、国名、特許等の番号・種類の順）

「□□□□」、□□□□、□□、特願 0000-00

3. 受賞歴、表彰歴

・主要なものについて、年月日、受賞名等を記述してください。
（受賞者名：「件名」、受賞等年月日等の順）

□□□：「□□□□、20XX. X. X

(様式7)

経理処理執行体制

* 代表観測実施機関、代表観測実施機関との間で委託契約を締結する共同観測実施機関について1通ずつ作成してください。

機関名：

- ・ 経理処理執行責任者、契約事務担当者等、業務内容の分担と担当者（氏名、所属、役職等）を具体的に記述してください。

(様式8)

機関データ

* 代表観測実施機関、代表観測実施機関との間で委託契約を締結する共同観測実施機関について1通ずつ作成してください。

* 参考となる資料を適宜添付してください。

機関名：

(1) 在籍する研究者総数

うち、当該観測計画に参画する研究者数

研究者総数 (人)	
当該観測計画に参画する研究者数 (人)	

※当該観測計画に参画する研究者の氏名、所属先名、職名が分かる資料を添付すること。

(2) 財務の状況

- ・ 予算額の推移 (平成30～令和2年度の総決算額)
- ・ 外部資金 (機関全体として公募型資金により獲得した研究開発に係る補助金、委託費等) の総額の推移 (平成30～令和2年度の総決算額ベース)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総決算額 (億円)			
外部資金の獲得総額 (決算ベース、億円)			

※収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表、会計検査を実施したことを証明する書類等、財務の状況が分かる資料を添付すること。

(様式9)

誓 約 書

私及び当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

〇〇年度〇〇委託事業「(受託業務題目)」

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名
生年月日

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

評価項目及び審査基準

各評価項目について、主にカッコ書きの様式に記載された内容を踏まえて審査を行う。

1. 評価項目

(ア) 観測計画の妥当性

- 本委託事業の趣旨、内容に合致した計画であるか。(様式2)(様式3)
- 期間内に事業の内容を達成できる見通しであるか。(様式2)(様式4)(様式6)
- これまでに得られた観測データと同等もしくは同等以上の精度のデータを得ることができる観測方法となっているか。また、得られる観測データは、国内外の関係機関が利用等するにあたり十分なものとなっているか。(様式2)(様式3)
- 観測及びデータの公開にあたり、国外の関係機関と連携し、円滑な実施に向けた調整ができる計画となっているか。(様式2)(様式3)
- 観測データは、利用者に対し、利用しやすい公開内容となっているか。(様式2)
- 経費は妥当であるか。(様式5)

(イ) 実施体制の妥当性

- 実施機関があまりに多く参画するために1機関当たりの事業費が細分化され、効率的な観測が阻害されることのないような体制、また、適切な規模の取組が行われるような体制か。(様式2)(様式3)(様式8)
- 代表観測実施機関は、観測全体の計画を着実に推進し、観測成果を取りまとめ公開する能力及び指導性を有しているか。(様式3)(様式6)

(ウ) その他

- 代表観測実施機関(およびチームで応募する場合は共同観測実施機関)は、観測実施に関する事務的管理(観測の運営管理、共同観測実施機関との調整、財産管理、観測成果の公開等)を実施する機能を有しているか。(様式3)(様式7)(様式8)

(エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。(該当ある場合のみ別途資料にて審査)

2. 評価基準

(1) 各評価項目((ア)～(ウ))について、以下の5段階で評価を行う。

- ・優れている=5点
- ・やや優れている=4点
- ・普通=3点
- ・やや劣っている=2点
- ・劣っている=1点

(2) 評価項目(エ)について、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5 点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.9 点
 - ・認定段階3＝1.4 点
 - ・プラチナえるぼし認定＝2.3 点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.3 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝0.5 点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7 点
 - ・プラチナくるみん認定＝0.9 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝0.9 点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0 点

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ

研究機関が行います

e-Rad への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書（様式1-1）をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知（事務代表者の e-Rad ログイン ID）がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書（様式1-1）に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「1.研究機関手続き編」「2.研究者手続き編」
「3.研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、南極地域観測事業ウェブサイトから当該ファイルをダウンロードします。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「1. 応募編」

研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「4.申請受付編」

【文部科学省】にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

別添

審査要領

南極地域観測事業基本観測（海洋物理・化学）の業務における事業者の審査、評価及び選定は南極地域観測統合推進本部観測・設営計画委員会（以下、委員会という）において行うものとし、委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省研究開発局海洋地球課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 委員が所属している機関から申請があった場合
- ③ 委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は委員会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 委員は、前項により委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局海洋地球課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。